

フェリー秋田航路貨物お試し利用促進助成事業実施要綱

1 趣旨

新規需要の開拓及びモーダルシフト等を進めることにより、フェリー秋田航路の利用促進を図るとともに、ドライバー不足や環境対策をはじめとした運輸業界の課題に対応するため、フェリー秋田航路を利用して新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合の経費について、その一部を助成する。

2 実施期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間

3 対象事業者

フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

4 対象とする車両等

全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ

5 新規需要等の要件

- (1) フェリー秋田航路を利用し、新たな貨物を輸送する場合
- (2) 従前の輸送手段を変更し、フェリー秋田航路を利用し、貨物を輸送する場合

6 助成額

新規需要等に係るフェリー運賃等のうち、実施期間内にトラック等を輸送する場合、1台当たり2万円（1事業者10万円を上限）とし、かつ、予算の範囲内で助成する。

7 申請等

- (1) 事業の申請は、様式第1号及び第2号により秋田県環日本海交流推進協議会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。
- (2) 会長は、新日本海フェリー株式会社による新規需要等の要件の確認を行った上で、申請を受理するものとする。
- (3) 申請者は、事業を完了したときは、様式第3号に輸送実績を確認できる書類を添付の上、事業の完了の日から30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成30年5月29日から施行する。ただし、平成30年4月1日以降でこの要綱の施行前に実施した輸送について実績を確認できる場合は、これを認める。